

秋田県庁環境保全率先実行計画
(第三期)

平成24年3月

秋 田 県

目 次

第1章 本計画の基本的考え方	1
1 計画策定の背景・趣旨	1
2 第二期計画の取り組み状況	2
(1) 概況.....	2
(2) 今後の取り組みの課題.....	5
3 本計画の位置付け	5
(1) 第2次秋田県環境基本計画との関連.....	5
(2) 地球温暖化対策の推進に関する法律との関連.....	5
(3) 秋田県地球温暖化対策推進条例との関連.....	6
(4) あきたエコマネジメントシステムとの関連.....	6
(5) グリーン購入法との関連.....	6
4 本計画の期間	6
5 本計画の範囲（対象とする組織）	6
6 本計画の対象とする温室効果ガス	6
第2章 温室効果ガス排出量に関する目標及び取組方針	8
1 二酸化炭素の排出抑制等に関する基本方針	8
(1) 二酸化炭素の排出削減目標に関する基本方針.....	8
(2) 二酸化炭素排出量の削減目標.....	8
2 削減目標等の達成に向けた対策	10
(1) 省エネルギーによる削減.....	10
(2) グリーン購入に係る取り組み.....	10
(3) その他の取り組み.....	10
3 具体的な取り組み内容	11
(1) 省エネルギーに係る取り組み.....	11
(2) グリーン購入に係る取り組み.....	13
(3) その他の取り組み.....	13

4 推進・点検体制	14
(1) 推進体制.....	14
(2) 点検体制.....	15
5 計画の取組状況の評価、公表	15
(1) 取組状況の評価	15
(2) 取組状況の公表	15
6 計画の見直し	15

第1章 本計画の基本的考え方

1 計画策定の背景・趣旨

秋田県では、平成9年12月に、今後の環境行政の進むべき方向を明らかにした「秋田県環境基本条例」を制定し、この条例に基づき、環境保全に関する施策を総合的、計画的に推進するため、平成10年3月には、「秋田県環境基本計画」を策定（平成15年6月改定、平成23年6月「第2次秋田県環境基本計画」策定）しました。

この計画では、「風かおる緑豊かな秋田を将来へ」引き継いでいくことを基本目標として、目標実現に向けた県民、事業者、行政などの各主体が果たすべき具体的な役割、行動指針を示しており、「県は、自ら率先して環境への負荷の低減に取り組む」こととしていました。

このため、平成11年2月には、「秋田県庁環境保全率先実行計画」（以下「第一期計画」という。）を策定し、エネルギー使用量の削減、ごみ減量化、リサイクルの推進等、環境保全に向けたさまざまな取り組みに努めてきました。

また、平成13年3月には、第一期計画の実効性を高めるため、ISO14001の認証を取得し¹、さらなる環境負荷の低減に取り組むとともに、この第一期計画を「地球温暖化対策の推進に関する法律」（以下「温対法」という。）に基づく「地方公共団体実行計画」に位置付けるための改定を行い、県の事務・事業から排出される温室効果ガスの削減に取り組むこととしました。さらに、同年11月には、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（以下「グリーン購入法」という。）に基づく「県の環境物品等の調達の推進を図るための方針」としても位置付けるための改定を行っています。

その後、第一期計画の計画期間満了に伴い、平成17年11月には、京都議定書目標達成計画に即して温室効果ガス排出削減目標を定めた「秋田県庁環境保全率先実行計画（第二期計画）」（以下「第二期計画」という。）を策定し、より具体的な取り組みを進めてきました。

この第二期計画の計画期間が平成22年度をもって満了したこと及び平成23年3月には、地球温暖化対策に関し必要な事項を定めた「秋田県地球温暖化対策推進条例」（以下「県推進条例」という。）を制定し、同条例に基づき、地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するため「秋田県地球温暖化対策推進計画」（以下「県推進計画」という。）が策定されたことなどから、第二期計画の実績を踏まえるとともに、県推進計画とも整合を図り、引き続き率先して県の事務・事業の実施に伴う環境負荷の低減に取り組むため、「秋田県庁環境保全率先実行計画（第三期）」（以下「本計画」という。）を策定するものです。

1 ISO14001については、平成22年3月をもって認証を終了し、平成22年度からは県独自の環境マネジメントシステム（あきたエコマネジメントシステム）により環境負荷の低減に取り組んでいます。

2 第二期計画の取り組み状況

(1) 概況

取組項目と数値目標

第二期計画では、県の事務・事業から排出される平成 22 年度（2010 年度）の二酸化炭素排出量を平成 2 年度（1990 年度）レベルの 79,992t- CO₂⁽²⁾ に抑制するため、平成 15 年度（2003 年度）を基準年度として、基準年度における排出量 83,495 t- CO₂ から 4%削減することを目標とし、電気使用量、重油・灯油等冷暖房用燃料の使用量、ガソリン・軽油の公用車燃料使用量等において次のとおり数値目標を定めました。

取組項目	数値目標	内 容 (削減率は基準年度に対する率)
電気使用量	毎年度 0.5%以上削減 22 年度末 3%以上削減	電気使用量を毎年度 0.5%以上削減し、平成 22 年度末において 3%以上削減する。
燃料使用量 (灯油、LP ガス、都市ガス、重油)	毎年度 1%以上削減 22 年度末 6%以上削減	庁舎・施設等の冷暖房等に使用する燃料(灯油、重油、都市ガス、液化石油ガス)の使用量を毎年度 1%以上削減し、平成 22 年度末において 6%以上削減する。
公用車燃料使用量 (ガソリン、軽油)	毎年度 1%以上削減 22 年度末 6%以上削減	公用車(特殊用途車両(除雪車、ローダー、貨物用トラック等)を除く一般車両)の燃料の総使用量を毎年度 1%以上削減し、平成 22 年度末において 6%以上削減する。
水道水使用量	毎年度 1%以上削減 22 年度末 6%以上削減	水道水の使用量を毎年度 1%以上削減し、平成 22 年度末において 6%以上削減する。
可燃ごみ排出量	毎年度 3%以上削減 22 年度末 18%以上削減	可燃ごみの排出量を毎年度 3%以上削減し、平成 22 年度末において 18%以上削減する。
コピー用紙使用量	毎年度 1%以上削減 22 年度末 6%以上削減	コピー用紙の使用量(購入量ベース)を毎年度 1%以上削減し、平成 22 年度末において 6%以上削減する。

2 平成 2 年度（1990 年度）の二酸化炭素排出量は、平成 11 年度（1999 年度）の排出係数を使用した推計値。

取組結果

このような取り組みを行った結果、平成 22 年度（2010 年度）の二酸化炭素排出量は、基準年度と比較し、県組織全体では 34.3%削減の 54,883t- CO₂、計画期間中に新設・廃止・統合された組織を除く継続組織では 13.7%削減の 43,419 t- CO₂ とすることができました。

対基準年度二酸化炭素削減実績（県組織全体）

項目	使用量実績		温室効果ガス排出量 (t- CO ₂)				
	平成 15 年度 (2003 年度)	平成 22 年度 (2010 年度)	排出 ³ 係数	平成 15 年度 (2003 年度)	平成 22 年度 (2010 年度)	削減量	削減率
電気使用量(kWh)	121,905,236	84,471,207	0.384	46,812	32,437	14,375	30.7%
灯油使用量(L)	4,968,670	3,514,988	2.5284	12,563	8,887	3,676	29.3%
L P ガス使用量 (kg)	187,249	155,017	3.0065	563	466	97	17.2%
都市ガス使用量 (m ³)	1,887,991	1,266,770	1.9914	3,760	2,523	1,237	32.9%
重油使用量(L)	5,416,763	1,986,420	2.6977	14,613	5,359	9,254	63.3%
公用車燃料使用量 (ガソリン)(L)	1,831,468	1,885,592	2.3587	4,320	4,488	△128	△3.0%
公用車燃料使用量 (軽油)(L)	326,879	288,548	2.6444	864	763	101	11.7%
計				83,495	54,883	28,612	34.3%

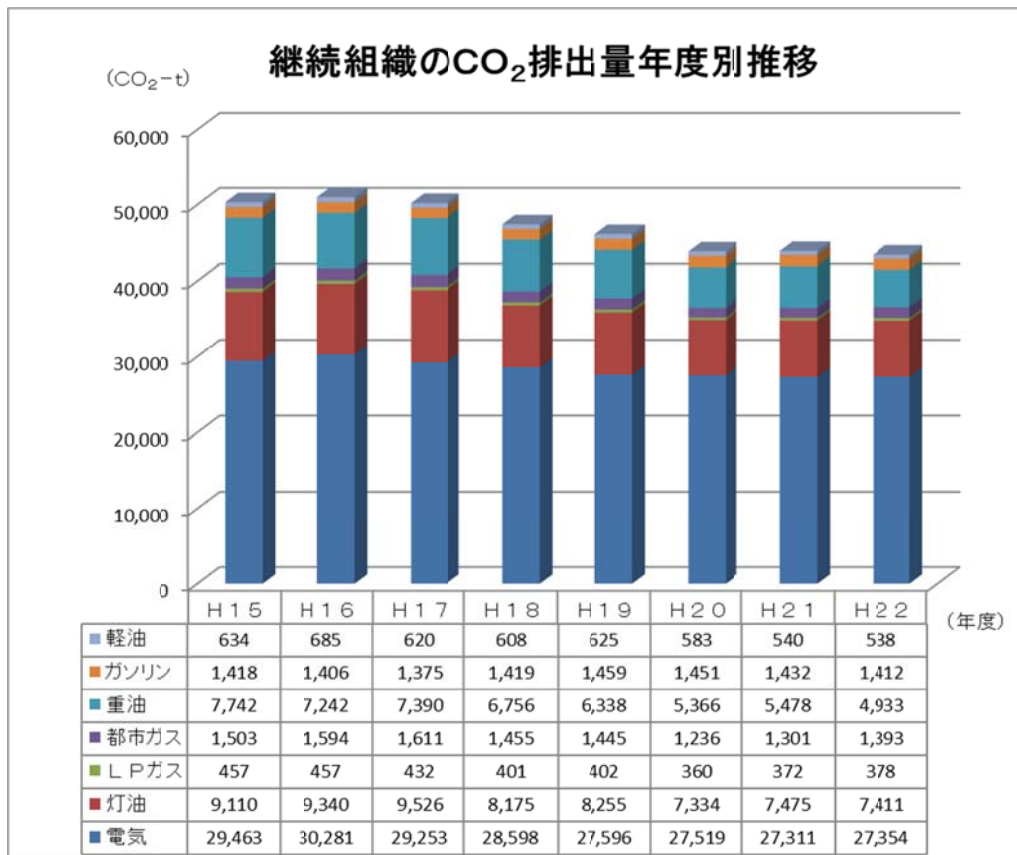
3 第二期計画においては、平成 11 年度（1999 年度）の排出係数を使用。

対基準年度二酸化炭素削減実績（継続組織）

項目	使用量実績		温室効果ガス排出量 (t- CO ₂)				
	平成 15 年度 (2003 年度)	平成 22 年度 (2010 年度)	排出 ³ 係数	平成 15 年度 (2003 年度)	平成 22 年度 (2010 年度)	削減量	削減率
電気使用量(kWh)	76,725,575	71,234,094	0.384	29,463	27,354	2,109	7.2%
灯油使用量(L)	3,603,140	2,930,946	2.5284	9,110	7,411	1,699	18.6%
L P ガス使用量 (kg)	151,892	125,638	3.0065	457	378	79	17.3%
都市ガス使用量 (m ³)	754,848	699,614	1.9914	1,503	1,393	110	7.3%
重油使用量(L)	2,869,892	1,828,660	2.6977	7,742	4,933	2,809	36.3%
公用車燃料使用量 (ガソリン)(L)	601,281	598,818	2.3587	1,418	1,412	6	0.4%
公用車燃料使用量 (軽油)(L)	239,908	203,526	2.6444	634	538	96	15.1%
計				50,327	43,419	6,908	13.7%

3 第二期計画においては、平成 11 年度（1999 年度）の排出係数を使用。

なお、継続組織における二酸化炭素排出量の年度別推移は、次のとおりとなっています。



また、水道水使用量・可燃ごみ排出量・コピー用紙使用量における取り組み結果は、次のとおりとなっています。

対基準年度削減実績（県組織全体）

項目	実績数量		削減目標		削減実績		評価
	平成 15 年度 (2003 年度)	平成 22 年度 (2010 年度)	削減率	削減量	削減率	削減量	
水道水 (m ³)	935,408	571,665	6.0%	56,124	38.9%	363,743	
可燃ごみ (kg)	1,924,625	1,215,766	18.0%	346,433	36.8%	708,859	
コピー用紙 (枚)	144,081,695	112,815,669	6.0%	8,644,902	21.7%	31,266,026	

対基準年度削減実績（継続組織）

項目	実績数量		削減目標		削減実績		評価
	平成 15 年度 (2003 年度)	平成 22 年度 (2010 年度)	削減率	削減量	削減率	削減量	
水道水 (m ³)	628,057	470,054	6.0%	37,683	25.2%	158,003	
可燃ごみ (kg)	1,402,884	943,677	18.0%	252,519	32.7%	459,207	
コピー用紙 (枚)	106,462,490	86,738,169	6.0%	6,387,749	18.5%	19,724,321	

グリーン購入の推進

グリーン購入の推進においては、古紙パルプ配合率偽装問題により適合製品の調達が困難な期間があったものの、紙類や文具類等の調達数の多い品目では概ね目標を達成することができています。

グリーン購入調達状況（平成 22 年度）

項 目	調達目標	調達率	評 価	項 目	調達目標	調達率	評 価
紙 類	情報用紙	90%以上	96.4%	エアコン等	70%以上	61.4%	×
	衛生用紙	95%以上	95.8%	温水器等	70%以上	95.7%	
納入印刷物	90%以上	98.7%		照明	90%以上	90.1%	
文具類	90%以上	99.8%		自動車等	70%以上	57.7%	×
オフィス家具等	70%以上	92.5%		制服・作業服	70%以上	69.7%	×
OA機器	70%以上	88.6%		インテリア・寝装寝具	70%以上	89.6%	
移動電話	70%以上	14.3%	×	作業手袋	70%以上	76.0%	
家電製品	70%以上	78.8%		その他繊維製品	70%以上	53.3%	×

(2) 今後の取り組みの課題

第二期計画では、照明機器のこまめな消灯、冷暖房の設定温度の調整、公用車運転時のエコドライブの徹底等、職員が日頃から省エネルギー行動に努めたことに加え、設備の省エネルギー改修を行ったことにより、目標を大幅に超える削減をすることができました。

今後も職員の省エネルギー行動を継続していく必要がありますが、二酸化炭素排出量の更なる削減のため、円滑な業務の遂行、県民サービスの向上、気候条件による影響等を考慮し、より効果の高い施策を重点的に推進する必要があります。

3 本計画の位置付け

(1) 第 2 次秋田県環境基本計画との関連

本計画では、第 2 次秋田県環境基本計画に基づき、県自らが率先して取り組むべき環境配慮について定めます。

(2) 地球温暖化対策の推進に関する法律との関連

本計画は、温対法第 20 条の 3 第 1 項において、都道府県等が策定するものとされている、「温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（地方公共団体実行計画）」の『事務事業編』⁽⁴⁾として位置付けます。

4 温対法に基づく地方公共団体実行計画の『地域施策編』としては、県推進計画を位置付けています。

(3) 秋田県地球温暖化対策推進条例との関連

本計画では、県推進条例第3条第4項において、県がその事務及び事業に関し講ずるものとされている、温室効果ガスの排出の抑制等のために必要な措置を定めます。

(4) あきたエコマネジメントシステムとの関連

本計画では、あきたエコマネジメントシステム要綱第8条第2項で定めるものとされている、オフィス活動、庁舎管理等の事務・事業における環境負荷の削減目標等を定めます。

(5) グリーン購入法との関連

本計画では、グリーン購入法第10条第1項において、都道府県等が作成するよう努めるものとされている、環境物品等の調達の推進を図るための方針を定めます。

4 本計画の期間

本計画の計画期間は、平成24年度(2012年度)から平成28年度(2016年度)までの5年間とします。

5 本計画の範囲(対象とする組織)

本計画の対象とする事務・事業は、知事部局、議会事務局、人事委員会事務局、監査委員事務局、労働委員会事務局、教育庁(県立学校を含む)及び警察本部(警察署を含む)が行う事務・事業⁽⁵⁾とします。

ただし、県外事務所については、対象としません。

5 指定管理者が管理する施設等の事務・事業については、職員が常駐しない(業務に直接従事しない)施設であるため、本計画の対象としません。

6 本計画の対象とする温室効果ガス

京都議定書では、排出の抑制及び削減の対象となる温室効果ガスを、次のとおり二酸化炭素(CO₂)、メタン(CH₄)、一酸化二窒素(N₂O)、ハイドロフルオロカーボン(HFC)、パーフルオロカーボン(PFC)、六ふっ化硫黄(SF₆)の6種類としています。

しかしながら、県の事務・事業から排出される温室効果ガスのほとんどが二酸化炭素であり、次いで割合の多いメタン及び一酸化窒素の排出量については、家畜の頭数や水田の耕作面積に比例するため、目標を設定しての削減が困難であることから、本計画の対象とする温室効果ガスは二酸化炭素のみとします。

温室効果ガスの種類	地球温暖化係数 ⁽⁶⁾	主な発生源
二酸化炭素 (CO ₂)	1	燃料の燃焼、化石燃料により得られた電気の使用、廃棄物の焼却処理等
メタン (CH ₄)	21	稲作(水田の耕作)、家畜の腸内発酵、廃棄物の埋立処理等
一酸化二窒素 (N ₂ O)	310	一部の化学製品原料製造、燃料の燃焼、バイオマスの燃焼、家畜の排泄物等
ハイドロフルオロカーボン (HFC)	1,300 (HFC-134a)	カーエアコン、冷蔵庫・空調の冷媒、エアゾール製品の噴射剤等
パーフルオロカーボン (PFC)	6,500 (PFC-14)	半導体や電子機器の製造工程等
六ふっ化硫黄 (SF ₆)	23,900	半導体等の製造工程、電気絶縁ガス等

6 各温室効果ガスの地球温暖化をもたらす効果の程度を、二酸化炭素の当該効果に対する比で表したものの。

第2章 温室効果ガス排出量に関する目標及び取組方針

1 二酸化炭素の排出抑制等に関する基本方針

(1) 二酸化炭素の排出削減目標に関する基本方針

京都議定書では、我が国の温室効果ガス排出量を、平成20年(2008年)から平成24年(2012年)までの間に、平成2年(1990年)に比べて6%削減することを約束しています。

また、我が国では、平成21年(2009年)に開催されたCOP15でまとめられた「コペンハーゲン合意」に賛同するとともに、主要国の合意を前提に我が国の温室効果ガス排出量を平成32年(2020年)までに、平成2年(1990年)比25%削減を目標とすることを表明しています。

一方、秋田県では、県推進条例に基づき平成23年(2011年)4月に策定した県推進計画において、平成32年度(2020年度)における秋田県内の温室効果ガス排出量を平成2年(1990年)比11%削減することを目標としています。

県の事務・事業から排出される二酸化炭素については、第二期計画の取り組みにおいて、平成2年度(1990年度)の排出量を大幅に下回る削減が行われているところですが、本計画においては、さらなる排出削減に努めるため、これまでの省エネルギー行動のほか、省エネルギー設備の導入等による削減対策を取り入れ、目標を設定します。

(2) 二酸化炭素排出量の削減目標

排出係数

二酸化炭素の排出係数は次のとおりとします。

活動項目		単位	排出係数 ⁽⁷⁾
電気の使用に伴うもの		kg-CO ₂ / kWh	0.468
燃料の使用に伴うもの	灯油	kg-CO ₂ / L	2.489
	LPGガス	kg-CO ₂ / kg	2.999
	都市ガス	kg-CO ₂ / m ³	2.234
	重油	kg-CO ₂ / L	2.710
	ガソリン	kg-CO ₂ / L	2.322
	軽油	kg-CO ₂ / L	2.585

7 電気については、東北電力に係る排出係数(平成21年度(2009年度))。その他の項目については、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令に定める方法(発熱量×炭素排出量×44/12)により算定した排出係数。

削減目標

二酸化炭素排出量の更なる削減を推進するため、平成22年度(2010年度)を基準年度とし、平成28年度(2016年度)における排出量を基準年度の排出量62,084 t-CO₂⁽⁸⁾から5.5%(3,426 t-CO₂)削減し、58,658 t-CO₂とすることを目標とします。

この目標を京都議定書等における基準年(平成2年度(1990年度))の排出

量 90,033 t・CO₂⁽⁹⁾と比較すると 35%の削減となります。

8 平成 22 年度（2010 年度）の排出量は、平成 22 年度の各使用量に の排出係数を掛けて算出した数値。

9 平成 2 年度（1990 年度）の排出量は、 の排出係数を使用した推計値。

(3) グリーン調達推進項目及び調達目標

環境負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築に寄与するため、物品等の調達に当たっては環境物品等の調達を推進することとします。

グリーン調達推進項目（対象とする品目及びその判断の基準等）は、毎年度、国の調達方針を参考に本計画の別冊として定め、グリーン調達推進項目の調達率（調達した物品等に占める環境物品等の割合）の目標は、以下のとおりとします。

分野		調達目標	分野	調達目標
紙類	情報用紙、印刷用紙	90%以上	インテリア・寝装寝具	90%以上
	衛生用紙	90%以上	作業手袋	90%以上
文具類		90%以上	その他繊維製品	90%以上
オフィス家具等		90%以上	設備	調達する場合は原則として対象製品の調達に努める。
OA機器		90%以上		
移動電話		90%以上	防災備蓄用品	調達する場合は原則として対象製品の調達に努める。
家電製品		90%以上		
エアコンディショナー等		90%以上	公共工事	今後検討する。
温水器等		90%以上	役務 (省エネ診断、印刷、食堂、自動車専用タイヤ更生、自動車整備、庁舎管理、植栽管理、清掃、機密文書処理、害虫防除、輸配送、旅客輸送、蛍光灯機能提供業務、庁舎等において営業を行う小売り業務)	印刷90%以上 その他の役務を利用する場合は原則として対象となる業務等の利用に努める。
照明		90%以上		
自動車等		90%以上		
消火器		調達する場合は原則として対象製品の調達に努める。		
制服・作業服		90%以上		

(環境物品等の定義)

再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料又は部品

環境への負荷の低減に資する原材料又は部品を利用していること、使用に伴い排出される温室効果ガス等による環境への負荷が少ないこと、使用後にその全部又は一部の再使用又は再生利用がしやすいことにより廃棄物の発生を抑制することができることその他の事由により、環境への負荷の低減に資する製品

環境への負荷の低減に資する製品を用いて提供される等環境への負荷の低減に資する役務

2 削減目標等の達成に向けた対策

(1) 省エネルギーによる削減

二酸化炭素排出量の削減目標を達成するため、次のとおり取組項目毎に個別目標を設定し、「3 具体的な取り組み内容」に掲げる取り組みにより、エネルギー使用量の削減に努めます。

なお、第二期計画では組織毎にエネルギー使用量の削減目標を定めていましたが、本計画においては県庁全体での削減目標として取り組むこととします。

取組項目	数値目標	内 容
電気使用量の削減 ⁽¹⁰⁾	毎年度概ね 1.5%程度削減 平成 28 年度末 7.5%削減	電気の使用量を毎年度概ね 1.5%程度削減し平成 28 年度(2016 年度)末において平成 22 年度(2010 年度)比 7.5%削減する。
燃料(灯油、LP ガス、都市ガス、重油)使用量の削減	毎年度概ね 0.5%程度削減 平成 28 年度末 2.5%削減	燃料の使用量を毎年度概ね 0.5%程度削減し、平成 28 年度(2016 年度)末において平成 22 年度(2010 年度)比 2.5%削減する。
公用車燃料(ガソリン、軽油)使用量の削減	毎年度概ね 0.1%程度削減 平成 28 年度末 0.5%削減	公用車燃料の使用量を毎年度概ね 0.1%程度削減し、平成 28 年度(2016 年度)末において平成 22 年度(2010 年度)比 0.5%削減する。

10 電力の需給対策等のため、更なる節電目標を設定した場合には、その目標の達成に優先的に取り組むものとする。

(2) グリーン購入に係る取り組み

グリーン購入の調達目標を達成するため、次のとおり担当者による確認等を行い、環境物品等の調達に努めます。

なお、調達率を高めることを理由に、物品等の調達総数量を増やすことがないように配慮します。

- 共通物品契約時における契約担当者による確認
- 物品調達時における調達担当者による確認
- 物品調達時における決裁担当者による確認
- 事務局からの情報提供

(3) その他の取り組み

これまで第一期計画及び第二期計画で取り組んできた水道水使用量、可燃ごみ排出量及びコピー用紙使用量の削減については、二酸化炭素の排出削減に直接的な影響はないものの、間接的には二酸化炭素の排出削減につながると考えられることや循環型社会の形成に寄与する取り組みであることから、次のとおり個別目標を設定し、環境負荷の低減に努めます。

取組項目	数値目標	内 容
水道水使用量の削減	毎年度概ね 0.5%程度削減 平成 28 年度末 2.5%削減	水道水の使用量を毎年度概ね 0.5%程度削減し、平成 28 年度(2016 年度)末において平成 22 年度(2010 年度)比 2.5%削減する。
可燃ごみ排出量の削減	毎年度概ね 2.0%程度削減 平成 28 年度末 10.0%削減	可燃ごみ排出量を毎年度概ね 2.0%程度削減し、平成 28 年度(2016 年度)末において平成 22 年度(2010 年度)比 10.0%削減する。
コピー用紙使用量(購入量ベース)の削減	毎年度概ね 0.5%程度削減 平成 28 年度末 2.5%削減	コピー用紙使用量を毎年度概ね 0.5%程度削減し、平成 28 年度(2016 年度)末において平成 22 年度(2010 年度)比 2.5%削減する。

3 具体的な取り組み内容

削減目標等の達成のため、具体的には次のような取り組みにより、エネルギー使用量の削減やグリーン購入の調達に努めるものとします。

なお、次に掲げる取り組みは「必ず実施しなければならない事項」ではなく、参考のために例示したものであり、目標の達成状況、予算の配当状況、円滑な業務の遂行、県民サービスの向上、気候条件による影響等を考慮し、各組織の実態に即した取り組みを実施するものとします。

また、次に掲げられていないものであっても、削減目標等の達成のために有効と認められる取り組みがある場合は、柔軟に対応するものとします。

(1) 省エネルギーに係る取り組み

電気使用量の削減

ア 照明器具

- ・業務に差し支えない程度に間引きを行う。
- ・昼休み、時間外勤務時、晴天時は業務に差し支えない程度に消灯する。
- ・トイレ、廊下、階段等、共有部分の照明をできるだけ消灯する。
- ・蛍光灯、反射板等、照明機器を定期的に清掃する。

イ O A 機器(コピー機、ファクシミリ、パソコン、プリンター等)

- ・O A 機器は共有使用するなどして設置台数を必要最小限とする。
- ・使用していないO A 機器の電源を切る。
- ・節電(待機電力)モードの設定を徹底する。
- ・更新、導入に当たっては電力消費量の少ない製品を選択する。
- ・会議資料等の部数は必要最小限とし、コピー機等の使用を節減する。

ウ イ以外の電気使用機器（冷蔵庫、電気ポット、テレビ、エアコン等）

- ・設置台数は必要最小限とする。
- ・エアコンは適正な温度（冷房 28 、暖房 20 ）に設定する。
- ・使用していない機器のプラグをコンセントから抜く。
- ・更新、導入に当たっては電力消費量の少ない製品を選択する。

エ 昇降機、エレベーター

- ・上り 3 階、下り 4 階まではできるだけ階段を利用し、エレベーターの利用を控える。
- ・エレベーターの稼働台数を制限する。
- ・一度に複数のエレベーターのボタンを押さないようにする。

オ その他

- ・ノー残業デーの定時退庁を徹底する。
- ・暖房便座のフタを確実に閉める。

燃料（灯油、重油、都市ガス、LPガス）使用量の削減

ア 冷暖房（ガスストーブを含む）

- ・冷暖房は適正な温度（冷房 28 、暖房 20 ）に設定する。
- ・冷暖房に頼りすぎない服装（夏期のクールビズ、冬期のウォームビズ）を実践する。

イ ガス器具（ガスコンロ、ガス給湯器）

- ・ガス器具の使用は必要最小限とする。
- ・コンロの火力や給湯器の設定温度は目的に合わせて調節する。

自動車燃料（ガソリン、軽油）使用量の削減

ア エコドライブの実践

- ・急発進、急加速、急停止をしない安全走行に努める。
- ・経済速度での運転に努める。
- ・運行距離は最短距離を選択するなど走行距離を少なくする。
- ・カーエアコンの使用を控えめにする。
- ・無駄なアイドリングをやめ、暖機運転は必要最小限とする。
- ・運行前点検を行い、タイヤの空気圧を適切に保つ。

イ その他

- ・出張の際は可能な限り公共交通機関を利用する。
- ・近距離の用務には、徒歩や自転車を利用する。
- ・更新、導入に当たっては低燃費かつ低排出ガスの自動車を選択する。

県有施設の省エネルギー化

ア エネルギー管理の推進

- ・省エネナビ等の導入によるエネルギーの見える化を推進し、エネルギー使用量の管理を行いやすくする。

イ 照明のLED化

- ・既設照明のLED化に努めるとともに、県有建築物の新築時にはLED照明を導入する。

ウ 高効率空調設備等の導入

- ・県有建築物の新築、改築、修繕、更新及び改修時には、高効率空調設備等を導入する。

エ 建物の断熱化

- ・県有建築物の新築、改築、修繕、更新及び改修時には、断熱構造化を促進する。

(2) グリーン購入に係る取り組み

グリーンステーションの活用

グリーンステーションのエコマーク商品掲載カタログやエコマーク商品総合情報サイトを参考に物品等を調達する。

グリーン購入ネットワークの活用

グリーン購入ネットワークサイトのエコ商品リストを参考に物品等を調達する。

環境ラベルの活用

国及び業界団体が定める、各種の環境ラベル表示を参考に物品等を調達する。

(3) その他の取り組み

水道水使用量の削減

- ・洗面、歯磨き及び食器洗い等の際には、水の流しっぱなし等をやめ、節水に努める。
- ・洗車時には、バケツの使用、ホースの手元制御弁などにより節水に努める。
- ・トイレでは、2度流しをしないよう努める。
- ・洗面所の水量調整を徹底し、節水に努める。

可燃ごみ排出量の削減

- ・分別回収ボックスを設置し、ゴミの分別を徹底する。
- ・シュレッダーの使用は機密文書に限定し、必要最小限とする。
- ・使い捨て製品の使用や購入を抑制する。

- ・使用済封筒は県機関相互の郵便や庁内連絡用に再利用する。
- ・物品の長期使用を心掛けるとともに、故障等の際には修繕により再使用に努める。
- ・物品の購入に当たっては、簡易包装を心掛ける。

コピー用紙使用量の削減

- ・両面コピーや縮小コピーを徹底する。
- ・コピー機の使用後は、必ずリセットボタンを押し、ミスコピーを防止する。
- ・片面使用済のコピー用紙は分別して、内部資料のコピー、メモ用紙、FAX用紙等として再利用する。
- ・会議用資料や報告書等のページ数・部数は必要最小限とする。
- ・回覧、掲示板等の利用により資料の共有化を図る。
- ・文書の送付に当たっては、庁内LANや電子メール、市町村掲示板等をできるだけ利用し、文書のペーパーレス化を図る。

4 推進・点検体制

本計画は、あきたエコマネジメントシステム要綱第4条に基づく実施・運用体制により推進・点検を行うものとします。

(1) 推進体制

環境活動責任者（知事部局各部局長、各地域振興局長、議会事務局長、各委員会等事務局長、教育長、県立学校長、警務部長）

所管する部局等における取り組みを総括し、当該部局等の総括環境推進員及び環境推進員（以下「環境推進員等」という。）に取り組みを行わせる。

総括環境推進員（知事部局各部局主管課長、各地域振興局総務企画部長、議会事務局総務課長、各委員会等主管課長、教育庁総務課長、県立学校事務長、警務課長）

所管する組織において、取り組みを推進するとともに、所属する部局等内の調整を行う。

環境推進員（総括環境推進員を除く課室チーム等の所属長）

所管する組織において、取り組みを推進する。

実践リーダー（各組織の総務班長、調整担当班長、内部監査員経験者等）

所属する組織において、推進しようとする取り組みを職員に周知するとともに、取組結果を環境推進員等に報告する。

(2) 点検体制

環境管理統括者（副知事）

本計画の推進状況を確認し、計画の基本方針、目標等の決定や計画の見直しの決定を行う。

環境管理責任者（生活環境部長）

本計画の推進状況を把握し、環境管理統括者に報告するとともに、公表を行う。

5 計画の取組状況の評価、公表

(1) 取組状況の評価

本計画の取組状況は、取り組みを行った翌年度において、あきたエコマネジメントシステム要綱第 12 条に基づく外部評価を実施します。

(2) 取組状況の公表

本計画の取組状況と外部評価の結果は、毎年度、県ホームページや環境白書などにより公表します。

6 計画の見直し

本計画を適切かつ有効に機能させ、継続的な改善を図るため、環境管理統括者が必要と認める場合は、計画の見直しを行います。